

## 《 就学援助のお知らせ 》

川口市教育委員会

川口市では、児童・生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、学用品費、給食費、学校病医療費など、就学費用の一部を保護者のかたに援助しています。

### ◎【援助対象】

川口市に住所を有し、就学援助を必要としており、生計が同一なかた全員の合計所得額が就学援助の認定基準額を下回るかた。

※国立・県立・市立の小中学校に通う(入学予定である)お子さまがいるご家庭であること。私立は対象外。

※生活保護受給中の世帯を除く。

「生計が同一なかた」とは、次のいずれかに当てはまるかたです。

- ① 同一世帯のかた
- ② 公共料金を共にするかた
- ③ 住所は異なるが、その所得により申請者の児童または生徒の生活を維持しているかた



※住民票上別世帯となっても同居している場合は  
就学援助では同一生計とみなしています。

### ◎【審査の対象となる所得について】 ※未申告のかたは認定できません

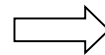
令和8年6月までに申請 …生計が同一なかた全員の、令和6年中の所得の合計額

令和8年7月以降に申請 …生計が同一なかた全員の、令和7年中の所得の合計額

### ◎【認定となる所得のめやす】

川口市ホームページに掲載している、目安所得基準額表をご覧ください。

※表中の金額はあくまで目安のため、認定基準額そのものではありません。



申請前に、所得金額による認定の可否をお尋ねいただいても、お答えできませんのでご了承ください。

### ◎【申請手続き】

受付時期： 随時(年度の途中からでも可) 受付場所： 申請日に在学する学校

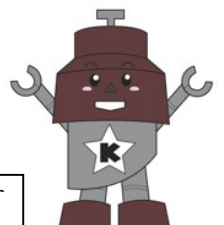
必要書類： 裏面をご覧ください

※原則、学校に書類を提出し受付された日が、決定日(認定日または不認定日)となります。

※川口市立の小中学校以外の学校(国立・県立の小中学校、中等教育学校(前期課程)など)に入学を予定されるかたは、申請前に、事前に川口市指導課までご連絡ください。

※すでに就学援助の対象となっているかたは、年度初めの新規申請は必要ありません。継続申請の方法については、毎年5月上旬以降に、学校を通じてご案内します。

※審査結果(認定または不認定)の通知は、学校を通じてお渡しいたします。



裏面に続きます

◎【主な援助項目(令和8年度)】

※国立・県立及び川口市立高等学校附属中学校は「給食費」など一部対象外のものがあります。

援助項目	援助方法	援助内容		備考	
学用品費等 (通学用品費を含む)	月額を指定口座に毎月振込み	小学校	・1年生	月額 969 円	途中認定の場合は申請月からの給付
			・その他の学年	月額 1,158 円	
		中学校	・1年生	月額 1,894 円	
			・その他の学年	月額 2,083 円	
新入学用品費	一括額を指定口座に振込み	小学校	・新入学1年生	一括 54,060 円	令和8年4月8日(水)までに申請したかたに給付
		中学校	・新入学1年生	一括 63,000 円	
校外活動費	原則学校振込み	小学校	年間上限額: 1,600 円		実施後に精算 宿泊を要するものは対象外
		中学校	年間上限額: 2,310 円		
修学旅行費	原則学校振込み	費用の一部(参加者全員が均等に負担する経費)			実施後に精算
体育実技用具費	原則指定口座振込み	中学校	実費額 体育の授業(柔道・剣道)に必要な用具の購入費用 上限額あり		中学3年間で1回の支給
給食費	公費負担	対象期間の全額を援助			途中認定の場合は認定日からの日割り
医療費	医療券発行 医療機関振込み	学校保健安全法施行令に規定される疾病(自己負担分) ・トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿疱疹(とびひ)・中耳炎 ・慢性鼻炎・アデノイド・う歯(むし歯)・寄生虫病(虫卵保有を含む)等 ※詳細お問い合わせください			加療のつど

※就学援助は、学校の集金を免除するものではありません。学校の集金は必ずお支払いください。

◎【申請に必要な書類】

※申請状況によっては下記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

□ 川口市就学援助新規申請書(様式第1号)

配布場所: 市内小中学校や指導課の窓口、または川口市のホームページからもダウンロード可  
 ※口座振込による支給となるため、保護者名義の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人名が記載された通帳のコピーを貼付してください。

□ 所得証明書または課税(非課税)証明書【該当者のみ】

川口市への転入などで、以下に該当するかたは、所得を証明する書類の提出が必要です。

令和7年1月1日時点で川口市に住民登録が無く、

令和8年6月30日までに申請するかた

令和7年度(令和6年中)所得証明書  
 または課税(非課税)証明書

令和8年1月1日時点で川口市に住民登録が無く、

令和8年7月1日以降に申請するかた

令和8年度(令和7年中)所得証明書  
 または課税(非課税)証明書

※各年1月1日時点の住所地の市区町村が発行するもの

※18歳以上のかた全員分 ※合計所得金額が記載されているもの

□ 離職証明書・雇用保険受給証明書等【該当者のみ】

転職等で現在の収入が前年や前々年と大きく違う場合は、新規申請書に加え、収入状況が急変したことが客観的に分かる書類を提出してください。(例: 離職証明書や雇用保険受給証明書の写しなど)

お問い合わせ先(川口市教育委員会 学校教育部)

○制度全体について…指導課 庶務係 電話 048-259-7663

○医療費について…学校保健課 保健係 電話 048-259-7664